



平成24年 5月17日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産ホールディングス株式会社  
取締役社長 中井 加明三  
(コード番号：3231 東証第一部)  
問い合わせ先 広報IR部長 北井 大介  
TEL：(03) 3348-8117

### 取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの一部内容を変更する議案を、以下の内容にて平成24年6月28日開催予定の第8回株主総会に提案することを決議しましたのでお知らせします。

#### ストックオプションとして用いる新株予約権の内容改定の件

当社は、平成18年6月26日開催の定時株主総会においてご承認をいただいております取締役の報酬等の上限額（年額6億5,000万円以内）の範囲内において、譲渡制限付新株予約権を用いてストックオプションを付与することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会にてご承認をいただいております。

今般、当社は、取締役の報酬全体に占める業績連動報酬の割合を高め、株主の皆様との更なる利害の共有化、及び中長期的な企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容について、各事業年度において割り当てる新株予約権の上限総数を250個から1,000個に、新株予約権を行使することができる期間の起算日を、新株予約権を割り当てる日より1年を経過した日から2年を経過した日に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

改定後の株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して各事業年度中に開催される定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

なお、時価型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容につきましては、平成19年6月28日開催の定時株主総会にてご承認をいただいている内容と変更はございません。

具体的な付与数及びこれに係る報酬等の額は、上記報酬等の額の範囲内で、固定報酬、各取締役の職務内容を勘案して、取締役会の決議により定めます。

## 記

株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の数

・新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式 100,000 株を上限とする。

新株予約権 1 個の目的となる株式数は 100 株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

「(なお、株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の上限個数 1,000 個の目的である株式の数は総数 100,000 株となり、当社の平成 24 年 3 月末日現在における発行済株式(自己株式を除く)の総数 190,455,884 株の 0.05%に相当します(小数点第 3 位以下切り捨て表示)。)」

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 株当たりの払込みすべき金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)より 2 年経過した日を起算日とし、当該起算日から 5 年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(5) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(4)までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

また、今後の取締役会による決議により、当社の取締役及び執行役員並びにグループ会社の取締役、執行役員及び幹部社員を対象とした株式報酬型ストックオプション及び時価型ストックオプションの付与を予定しております。

以 上